

陳 情 文 書 表

令和7年6月定例会

令和7年分陳情第15号

経済教育委員会

受理年月日	令和7年5月29日
件名	市民意見受付制度における個人情報入力要件の運用見直しと再発防止に関する陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>富山市教育委員会が所管する富山市立図書館の問合せフォームにおいて、市民の自由な意見表明を妨げる制度運用が長期にわたり行われていた実態を踏まえ、今後の再発防止と制度の適正な運用に向けた対策を求めるものです。</p> <p>[理由]</p> <p>富山市立図書館では、市民からの意見・質問を受け付けるための問合せフォームが設けられており、市民が自由に意見を表明できる体制が整えられているものと認識されていました。</p> <p>しかしながら、当該フォームでは、氏名・住所・電話番号等、個人を特定し得る情報の入力が必要とされており、これらを入力しない限り意見等が正式に受理されない運用が長期間行われていました。</p> <p>このような運用は、市民による自由な意見表明の権利を不当に制限するものであり、個人情報の取扱いの観点からも、慎重な運用が求められる内容であり、表現の自由や個人の権利を保障する日本国憲法にも抵触するおそれがあると考えられます。</p> <p>当方からの意見提出を受けて、富山市教育委員会においては速やかに対応いただき、現在では個人情報を入力しなくても意見を送信できる制度へと改善が図られたことについては評価いたします。</p> <p>しかしながら、こうした制度が長期間にわたって放置されていたことの重大性を踏まえ、再発の防止及び市民の基本的な権利を尊重した制度設計の徹底を図る必要があると強く認識しております。</p> <p>[陳情事項 (要望内容)]</p> <p>1 富山市教育委員会及び所管機関において、意見受付制度に関する運用実態の全</p>	

庁的な再点検を実施すること。

2 同様の制度運用が他の教育機関や所属部門において行われていないか確認し、改善が必要な場合は早急に是正を図ること。

3 個人情報の取扱い及び市民の意見表明に関する人権的・法的視点について、全ての職員に対する研修及び周知徹底を行うこと。

4 今後、意見受付制度の設計に当たっては、市民の権利保障を出発点とし、誰もが安心して意見を寄せられる仕組みを整備すること。